

○伊丹市議会委員会傍聴規則

公布 平成6年12月22日 市議会規則第1号
改正 平成24年9月3日 市議会規則第1号
令和2年2月13日 市議会規則第1号
令和4年11月28日 市議会規則第2号
令和8年2月12日 市議会規則第1号

注 平成24年9月から改正経過を注記した。

目次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (傍聴券等の交付)
- 第3条 (傍聴券)
- 第4条 (傍聴証)
- 第5条 (傍聴券等の返還)
- 第6条 (傍聴券の交付を受けて委員会を傍聴しようとする者の定員)
- 第7条 (傍聴席に入ることができない者)
- 第8条 (傍聴人の守るべき事項)
- 第9条 (写真の撮影, 録音, 録画, 放送等の禁止)
- 第10条 (傍聴人の退場)
- 第11条 (係員の指示)
- 第12条 (違反に対する措置)

付則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市議会委員会条例（昭和41年伊丹市条例第36号）第19条第2項の規定に基づき、伊丹市議会の委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券等の交付)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受け、これを携帯しなければならない。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴券)

第3条 傍聴券は、委員会当日所定の場所で先着順に、傍聴書に住所、氏名及び電話番号を記入することにより交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、委員会当日、当該委員会に限り傍聴することができる。

(令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴証)

第4条 傍聴証は、報道関係者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間、委員会を傍聴することができる。

(傍聴券等の返還)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間が満了したときは、これを返還しなければならない。

(令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

(傍聴券の交付を受けて委員会を傍聴しようとする者の定員)

第6条 傍聴券の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員は、それぞれ次の各号に定めるところによる。ただし、委員長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1委員会室 10人
- (2) 第2委員会室 10人

(平24市議会規則1・令2市議会規則1・令4市議会規則2・一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 犬、猫、鳥等を携帯している者。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する者は、この限りでない。
- (5) その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、委員会室にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の電源は切るか又は音が発生しないように設定し、パーソナルコンピュータ等の電源は切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他委員会室の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

2 報道関係者は、前項第3号の規定にかかわらず、音が発生しないように設定すれば、携帯電話等を使用（通話を除く。）し、及びパーソナルコンピュータ等を使用することができる。

(令4市議会規則2・令8市議会規則1・一部改正)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、委員会室において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(令8市議会規則1・一部改正)

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(令8市議会規則1・一部改正)

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(令8市議会規則1・一部改正)

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

付 則 (平成24年9月3日市議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

伊丹市議会委員会傍聴規則

付 則（令和2年2月13日市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年11月28日市議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和8年2月12日市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。